

(別紙)

## I. 日豪経済連携協定について

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(仮称)(以下「日豪経済連携協定」という。)は、本年7月8日に署名された。オーストラリアは、我が国にとって第4位の貿易相手国(これまでの二国間経済連携協定相手国の中では第1位)であり、日豪経済連携協定は、我が国にとって初めての先進国かつ主要貿易相手国との経済連携協定といえる。

また、我が国における最初の経済連携協定である日シンガポール協定が発効してから10年以上が経過し、現在13本の経済連携協定が発効している中、協定で定められた特惠税率の適用に関する原産地手続等についても、一定の定着が進んでいるところである。

こうした状況の下、日豪経済連携協定では、これまで我が国が締結してきた経済連携協定にはない、以下のような新たな制度が導入されている。

### 1. 原産地手続の「自己申告制度」の導入

経済連携協定締約国からの貨物の輸入に対し当該協定で定められた特惠税率を適用するためには、当該輸入貨物が経済連携協定締約国の原産品である必要がある。

これまで我が国が締結してきた経済連携協定では、輸出締約国の公的機関(商工会議所等)が発給する第三者原産地証明書を輸入国税関に提出することにより当該輸入貨物が締約国原産品であることを証明する制度(第三者証明制度)が採用されていた。

一方、アメリカ、カナダ等の先進国の自由貿易協定においては、特惠税率の適用において、輸入者等が自ら輸入貨物の締約国原産性を申告する制度(自己申告制度)が広く導入されている。今般の日豪経済連携協定の相手国であるオーストラリアにおいても、これまでアメリカ、チリ、マレーシア、韓国との自由貿易協定において自己申告制度が導入されている。

この自己申告制度は、特惠税率適用のために原産地証明書を取得する手間が省け、輸出入関係者の手続が簡素となり、貿易円滑化に資するという大きな利点がある。

今般の日豪経済連携協定においては、輸出入を行う事業者等が自己申告制度と第三者証明制度を選択的に利用できるようにすることで、原産地手続の利便性が向上するとの考えから、自己申告制度が我が国の締結する経済連携協定として初

めて導入されることとなった。

## 2. 牛肉に係る特別セーフガード措置の導入

日豪経済連携協定においては、牛肉の関税引下げに伴いオーストラリア産牛肉の輸入数量が同協定で定められた一定の数量を超えた場合、関税率を現行水準(38.5%)に戻す特定の農産品に係る特別セーフガード措置が、我が国が締結する経済連携協定において初めて導入された。これにより、関税引下げによる国内消費者の便益の向上と、我が国にとってのセンシティブ品目である牛肉についての必要な国内産業保護との適切な調和が図られることとなった。

## 3. 飼料用に限定した麦の関税撤廃

また、日豪経済連携協定では、同様に我が国のセンシティブ品目である麦(大麦・小麦)についても、飼料用に限定し、関税が撤廃された。また、厳格な用途確認が必要であるため、関税が撤廃される麦は「税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの」に限定された。

日豪経済連携協定の締結のためには、上記のような新たな制度を中心に、以下のとおり国内法令を整備する必要があると考える。

(参考) 経済連携協定の締結と国内法整備について

関税法第3条は「輸入貨物(信書を除く。)には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による」と規定している。このため、経済連携協定に規定する特惠税率やその適用のための原産地基準等は、別途の国内法上の規定を設けることなく関税法第3条ただし書の規定に基づき当該経済連携協定の規定を適用することとしている。

他方において、協定を適切に実施するための手続を明確にする必要がある場合や、協定の義務を国内法化して実施することが協定上予定されているような場合等には、国内法を整備することとなる。

## II. 個別の法令整備項目について

### 1. 原産地手続

#### (1) 輸入締約国としての対応

##### ① 輸入貨物の原産性の事後確認手続及び原産性を満たさない場合の措置

日豪経済連携協定において、輸入締約国の税関当局は、輸入される産品が締約国原産品であるか否かを決定するため、輸入通関時の審査に加え、輸入の許可後に

- ・ 輸入者に対する貨物の原産性を示す情報の要請
- ・ 輸出締約国の権限ある機関又は輸出締約国税関に対する第三者原産地証明書及び原産品申告書の有効性の確認の要請
- ・ 輸出者や生産者に対する貨物の原産性を示す情報の要請
- ・ 輸出者や生産者の施設に対する原産性の確認のための訪問の実施

を行うこと(事後確認)ができることとされており、また、この事後確認において貨物が原産性を満たさないと認められる場合等に特惠税率の適用を否認することができることとされている。

これまでに我が国が締結している経済連携協定においても、日豪経済連携協定と同様に、事後確認に係る手続及び特惠税率の適用を否認することができる要件に関する規定が設けられており、これらの事後確認手続等については、関税法第3条ただし書の規定に基づき、それぞれの経済連携協定の規定が適用されると考えられてきたところである。

日豪経済連携協定において採用された自己申告制度においては、輸出締約国の発給機関による貨物の原産性に係る事前審査手続を不要とし、輸入締約国の税関当局が事後確認を行うことにより、適正な特惠税率の適用の確保を図ることとなるため、事後確認の位置付けがこれまでより重要なものとなる。

また、この事後確認において貨物が原産性を満たさないと認められる場合及び日豪経済連携協定に規定する手続要件が満たされない場合(オーストラリアの政府当局が日本の税関当局の訪問の要請について回答を行わない場合や輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等)には、それらを理由として、特惠税率の適用を否認することとなる。

このような事後確認手続等による結果が、輸入者等の権利・義務に与える影響を踏まえると、自己申告制度における輸入通関手続を明確化し、輸入者等の予測可能性の向上を図る観点からも、事後確認手続を関税関係法令において規定するとともに、原産性を満たさないと認められる場合及び手続要件が満たされない場合に特惠税率の適用を否認されることがあることを新た

に関税関係法令において規定することが適当と考える。

また、上記のとおり、過去我が国が締結している経済連携協定にも事後確認手続等に関する規定が含まれていることから、当該事後確認手続等に関する関税関連法令の規定は、日豪経済連携協定だけでなく、我が国が締結しているすべての経済連携協定を対象とする一般的な規定とすることが適当と考える。

## ② 輸入申告時の原産品申告書等提出

日豪経済連携協定において、特惠税率適用のためには、

- ・ 原産品申告書 及び
- ・ (適当な場合には)当該産品が締約国原産品であることを示す他の証拠

を、輸入国税関に提出することが必要とされている。

この協定の規定を受け、輸入申告時における提出書類に原産品申告書を追加することが必要であるとともに、適正かつ迅速な通関を可能とする観点から、当該輸入貨物が原産品申告書の記載通り原産性を満たしていることを説明するための必要最小限の資料の提出を輸入申告時に求めることについて、関税関係法令において規定することが適当と考える。

## (2) 輸出締約国としての対応

### ① オーストラリアの税関当局に対する情報提供等

日豪経済連携協定において、両締約国は、第三者原産地証明書及び原産品申告書に関する情報を事後確認するために相互に支援することとされており、また、上記Ⅱ. 1. (1) ①のとおり、輸入締約国の税関当局は、輸入される産品が締約国原産品であるか否かを決定するため、輸出締約国の権限を与えられた機関又は輸出締約国の税関当局に対し、第三者原産地証明書及び原産品申告書の有効性に関する情報提供を要請することができることとされている。

この規定に基づき、オーストラリアの税関当局から我が国に情報提供要請があった場合に、財務大臣が必要な情報をオーストラリア税関当局に提供するための規定を法令上設けることが必要と考える。

また、日豪経済連携協定において、相手国に提供される情報は協定実施のために必要な範囲に限られることや、公共の利益や正当な商業上の利益等を害するような秘密情報の相手国への提供までは求められないこととさ

れていること等を踏まえ、オーストラリアの税関当局から情報提供の要請を受けた場合であっても、

- ・ 我が国が提供する情報が目的外に使用されるおそれがあるとき
- ・ 当該情報提供により我が国の利益を害するおそれがあるとき
- ・ 当該情報に輸出者又は生産者の秘密を害するおそれのある情報が含まれており、当該情報をオーストラリア側に提供することについてその者の同意がないとき

等には、財務大臣は、オーストラリア側からの要請に応じないことができる旨、法令において規定することが適当と考える。

## ② 税関職員による資料の提出の求め及び質問検査

オーストラリアの税関当局から貨物の原産性確認のために求められた情報を我が国税関として適切に収集できるよう、原産品申告書を作成した、又は原産品申告書の基礎となる書面を作成した輸出者又は生産者に対し、財務大臣(税関職員)が資料の提出の求めや質問検査をすることができる権限を新たに付与するとともに、当該資料提出要請や質問検査に正当な理由がなく応じなかった者に対する罰則を科すること等について、新たに法令において規定することが適当と考える。

## ③ 関係省庁との協力

上記の情報提供等にあたっては、我が国及び我が国事業者等への影響等に鑑み、貿易政策や産業政策を司る関係官庁との緊密な連携を図ることが望ましい。

このため、

- ・ 上記①の情報の提供の際には、財務大臣は経済産業大臣とあらかじめ協議し、同意を得ること
- ・ 上記②の質問検査に経済産業省の職員が立ち会うことができること等について、新たに法令において規定することが適当と考える。

## ④ 書類の保存

日豪経済連携協定において、原産品申告書等を作成した輸出者又は生産者は、当該原産品申告書等に係る貨物が締約国原産品であることを示すために必要なすべての記録を5年間保存することとされている。

この協定の規定を受け、オーストラリアにおいて特惠税率の適用を申請し

た貨物の輸出者又は生産者のうち、原産品申告書等を作成した輸出者又は生産者が、輸出された貨物が日本の原産品であることを明らかにするための書類を5年間保存することについて、新たに法令において規定することが必要と考える。

#### ⑤ 虚偽の原産品申告書等を交付した輸出者又は生産者に対する措置等

日豪経済連携協定において、両締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の第三者原産地証明書又は原産品申告書等が使用され、又は送付されることを防止するための適切な措置を定めることとされている。

この協定の規定を受け、自己申告制度の適正な実施を確保するため、虚偽の原産品申告書等を交付した者に罰則を科することについて、新たに法令において規定することが適当と考える。

### (3) その他

日豪経済連携協定においては、第三者証明制度と自己申告制度とが併存することに伴い、次の関税関係法令の規定の整備が必要と考える。

- ・ 第三者原産地証明書を利用して日豪経済連携協定に基づく特惠税率の適用を受けようとする者が輸入申告をする際に提出することとされている書類に、同協定に基づく第三者原産地証明書を追加。
- ・ いわゆるAEO制度に基づく特例申告貨物について、当該譲許の便益の適用を受けようとする特例輸入者が保存することとされている書類に、同協定に基づく原産品申告書及びその他の資料を追加。

以上のような法令面の整備のほか、今後の我が国における自己申告制度の実務的な運用に当たっては、自己申告制度導入の目的や、諸外国における自己申告制度の運用の実態等に鑑み、制度の適正な執行の観点及び貿易手続の簡素化・効率化の観点の双方に十分配慮することが適当と考える。

また、自己申告制度は我が国にとって新たな制度の導入となることから、関係者等への新制度の丁寧な周知や、我が国事業者等に対するオーストラリア税関による事後確認に関する我が国事業者等への支援にも十分配慮することが適当と考える。

## 2. 牛肉に係る特別セーフガード措置

### (1) 牛肉に係る特別セーフガード適用手続の新設

日豪経済連携協定において、オーストラリア産牛肉の関税引下げに伴い、その輸入数量が協定で定められた一定の数量(注)を超えた場合、関税率を現行水準(38.5%)に戻す特別セーフガード措置が規定された。物品を特定し協定の締約相手国からの輸入数量を基準に発動を行う特別セーフガード措置は、経済連携協定としては今回初めて導入されるため、同措置発動のための具体的な輸入数量の算出方法等、具体的な適用手続に係る規定が国内法に存在しない。

したがって、特別セーフガード措置の発動に係る規定とともに、輸入数量算出に使用する統計の指定や、オーストラリア産牛肉の輸入実績の告示等、具体的な適用手続を関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)上に新たに規定することが必要と考える。

(注) 協定発効10年目までの、各年の具体的な数量を協定で規定。

生鮮等牛肉：初年度13万トンから、10年目に14.5万トンまで、毎年段階的に増加。

冷凍牛肉：初年度19.5万トンから、10年目に21万トンまで、毎年段階的に増加。

### (2) 既存の生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置との調整

オーストラリア産牛肉については、暫定法第7条の5に規定する既存の全世界向けの関税の緊急措置(注1)(以下「緊急措置」という。)を適用しないことが協定上規定されている。

現行の制度を維持した場合、オーストラリア産牛肉の輸入増加が原因となって緊急措置を発動することとなれば、日豪経済連携協定の適用を受けて輸入されたオーストラリア産牛肉は税率引上げの対象とならず、その他の国のみが、税率引上げの影響を受けることとなる。このような取扱いを解消するため、オーストラリア産牛肉を除いた輸入数量(注2)が基準となる水準を超えることを緊急措置の発動条件とすることが適当と考える。

なお、上記のみを条件とした場合、全世界からの輸入数量は増加していないにもかかわらず緊急措置が発動され、消費者等に対して不必要な負担を与える可能性がある。このため、全世界からの輸入数量が基準となる水準を超えることという条件についても、緊急措置の発動条件として維持しておくことが適当と考える。

(注1) 全世界からの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の累計輸入数量が、基準となる一定の水準(対前年度比117%)を超えた場合、暫定税率(38.5%)によりWTOでの譲許税

率(50%)より低い水準まで引き下げている実行税率を、譲許水準まで戻す措置である。

現行制度では、緊急措置の発動条件を、累計輸入数量が前年度の輸入実績又は米国におけるBSE発生前の水準である平成14年度及び平成15年度の平均値のいずれか大きい方と比べて基準となる水準を超えることとする特例措置を設けている。

なお、緊急措置は、暫定税率に係る措置と一体として設けられたものであり、本特例措置を含め暫定税率と一体的に年度改正において検討を行うことが適当である。

(注2) 経済連携協定に基づく関税割当(日メキシコ経済連携協定及び日チリ経済連携協定)の適用を受けた牛肉の輸入数量も除く。

### 3. 飼料用麦の関税撤廃に伴う措置

#### (1) 麦が飼料の原料として使用するものであることを担保する措置(承認工場制度)の新設

日豪経済連携協定において、オーストラリア産の麦のうち、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものについては関税が撤廃されることから、税関において、麦が飼料用に使用されたことの確認等を行うための制度が必要となる。麦は、これまで政府による輸入(いわゆる国家貿易)により一元的な管理が行われてきたことや、制度の利用が見込まれる製造工場の大部分が既に関税率法第13条の飼料用とうもろこし等を扱う承認工場となっていることから、制度を利用する事業者の利便の観点等を踏まえ、同法に規定する承認工場制度(注)と同様の制度を、暫定法上に新たに設けることが適当と考える。

(注) 関税率法の規定により、特定の原料品を輸入して、法律で定められた製品を製造した場合に、当該原料品の関税を減免税する制度。税関長の承認を受けた工場において、一定期間内に当該製品を製造すること等が必要とされる。また、帳簿の備付や製品製造後の税関への届出等が必要とされる。税関職員による当該製品や帳簿書類の検査等が行われることにより、原料品が特定の製品製造に使用されたことが確認される。

#### (2) 既存の特別緊急関税制度(Special Safeguard: SSG)との調整

オーストラリア産飼料用麦については、暫定法第7条の3及び第7条の4に規定する数量ベースSSG及び価格ベースSSG(注1)を適用しないことが協定上規定されている。

現行の制度を維持した場合、日豪経済連携協定の適用を受けて輸入されたオーストラリア産飼料用麦の輸入増加が原因となって数量ベースSSGを発動することとなれば、オーストラリア産飼料用麦は税率引上げの対象とならず、その他の麦のみが税率引上げの影響を受けることとなる。このような取扱いを解消するため、オーストラリア産飼料用麦を除いた輸入数量が、輸入基準数量(注2)を超えることを数量ベースSSG発動の可否を判断するための条件とすることが適当と考える。

なお、上記のみを条件とした場合、全世界からの輸入数量は増加していないにもかかわらず数量ベースSSGが発動され、消費者等に対して不必要な負担を与える可能性がある。このため、全世界からの輸入数量が輸入基準数量を超えることという条件についても、数量ベースSSG発動の可否を判断するための条件として維持しておくことが適当と考える。

(注1) 数量ベースSSGは、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合に関税率を引き上げるものである。価格ベースSSGは、個別の輸入申告毎に、課税価格が一定の水準を下回った場合に関税率を引き上げるものであり、個別の価格ベースSSGの発動は、他の輸入申告に影響を与えないため、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う数量ベースSSGのような調整は不要。

(注2) 輸入基準数量は、過去3年間の平均輸入数量を基に過去3年間の国内消費に対する輸入割合や国内消費の変動量を勘案して算出される。

#### 4. その他

##### (1) 特定の用途に供することを要件として関税の譲許をした物品

日豪経済連携協定において、高糖度粗糖(精製用)、ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用・シュレッドチーズ原料用)等については、特定の用途に供することを要件として特惠税率を適用することとされていることから、関税暫定措置法施行令における特定用途向け特惠税率適用に係る当該物品の指定等、所要の規定整備を行うことが必要と考える。

##### (2) 一定の数量を限度として関税の譲許をした物品

日豪経済連携協定において、麦芽、オレンジジュース等については、一定の数量を限度として協定で定められた特惠税率を適用する経済連携協定に基づく関税割当制度を導入することとされていることから、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令における当該物品の指定等、所要の規定整備を行うことが必要と考える。

また、これらの物品の中には、各輸入者への割当数量が、当該輸入者による国産品の使用量に応じた一定数量を超えないことを条件としているものがあることから、制度の適正な運用のため、関税割当制度の所管官庁と物資所管官庁との適切な連携が可能となるような仕組みを設けることが適当と考える。